

令和6年3月12日

北海道ニセコ町「宿泊税」の新設

北海道ニセコ町から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設されるニセコ町宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道ニセコ町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
課税標準	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
納税義務者	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税率	1人1泊につき、宿泊料金が (1) 20,000円未満の場合 . . . 200円 (2) 20,000円以上50,000円未満の場合 . . . 500円 (3) 50,000円以上100,000円未満の場合 . . . 1,000円 (4) 100,000円以上の場合 . . . 2,000円 ※ 当分の間、宿泊料金が5,001円未満の場合は100円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(平年度) 162百万円
非課税事項	修学旅行その他学校行事に参加している者のほか、町長が必要と認める者。
徴税費用見込額	(平年度) 10百万円
課税を行う期間	条例の施行後5年ごとに、宿泊税に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる規定あり。

- ・ 令和5年12月21日 ニセコ町議会にて条例案可決
- ・ 令和5年12月26日 総務大臣協議
- ・ 令和6年3月12日 総務大臣同意
- ・ 令和6年11月1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：中谷企画官、菊地係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。